

諸室諸元表

(階指定)

- 1)数値記載がある場合は記載の階への配置とする。
2)「同一」記載は当該部・課の諸室は全て同一階への配置とする。
3)「一」記載は提案によるものとする。

(共用の可否)

- 1)「専」:当該部・課の専用諸室。「庁」:機能・施設の専用とはせず他部署・課も使用する大宮区役所、建設局・都市局、(仮称)北部市税事務所、保健福祉局全体の共用。
2)「区」「税」「建都」「図」:基本的に当該部署・課の所属とし、他の機能・施設とは共用しない。
3)「全」:新庁舎全体の共用。

(面積)

- 1)「程度」記載の部屋については記載面積が±3%以内、または±1㎡のうちいずれか大きいほうの面積の範囲内とする。かつ、その他欄に記載の什器・備品の配置が可能で内部通路スペースの確保など運用に支障のない面積とする。
2)「以上」記載の部屋については記載以上の面積とする。
3)「適宜」記載の部屋については設計水準・その他欄に記載の機器・什器・備品の配置が可能で内部通路スペースの確保など運用に支障のない面積とする。

共通事項

施設計画を行う上で、特に明記が必要と思われる仕様・設備・機能等の要求水準は要求水準書(設計・建設)及び本書にて述べるが、施設用途等により一般的に必要なとなる仕様・設備・機能等について全て網羅していないため、これらの施設・設備・機能等については本書に記載していなくても計画には盛り込むこととする。

(設計水準)

【配置】

- 1)位置に関して特に指定がある場合の記載。

【スペース】

- 1)スペース・構成等に関して特に指定がある場合の記載。

【室性能】

- 1)性能に関して特に指定がある場合の記載。

【仕上げ】

- 1)仕上げに関して特に指定がある場合の記載。

【建具関係】

- 1)建具に関して特に指定がある場合の記載。

【造作家具】

- 1)造作家具関係の有無及び仕様に関して特に指定がある場合の記載。

【共通】

- 1)遮音等級(D値)は間仕切り壁の遮音等級指定がある場合の記載。建具については遮音性能数値指定はしないが室用途等に配慮した仕様等とすること。
2)-1 カウンターの仕様については、「立位」は利用者側は立位とする。対応者側のカウンター下部には収納等を設置すること。「座位」は利用者(車椅子利用者も含む)・対応者とも座位対応、「ブース」は対応窓口間にプライバシー配慮目的のスクリーン設置とし、記載数値は窓口数を示す。なお、スクリーンは床面までとする。
-2 待合ロビー・廊下等と執務空間の境界部にはカウンターの他、収納キャビネットを設置する。
-3 待合ロビー・廊下等に対する執務室の間口幅については下記カウンター窓口数を確保することとする。

- 4 カウンター設置部分以外の間口部は収納キャビネットを設置するが設置数は提案による。なお、カウンターは事業者(設計・建設業務)で設置する。前述収納キャビネットは什器備品(市対応)。

【電気設備】

- 1)LANの「一般」は庁舎システム・図書館システム以外のシステムを示す。「独」は外部接続のシステムを示す。なお、「一」はLANを要しない、また課内完結(外部接続無し)システムについても「一」としている。
2)非常呼出設備の「釦」は呼出釦設置、「盤」は呼出表示盤設置。呼出表示盤は呼出釦設置室が所属する部署の執務室に設置し、管理・警備室には建物内全ての非常呼出しに対応した呼出表示盤を設置する。
3)トイレ呼出設備の「釦」は呼出釦設置、「盤」は呼出表示盤設置。呼出設備の呼出表示盤は当該トイレと同一階の最寄りの執務室(「※」記載のいずれか)に設置することを原則とする。ただし、各執務室毎に設けるのではなくオープンスペースを構成する複数の執務室内に1箇所設けることとする。なお、同一階に執務室が無い場合は職員等の在籍率が高い室等として提案による。また、障害者更生相談センターや大宮図書館等、専用トイレを設ける場合は当該部署の執務室に設置し、管理・警備室には建物内全てのトイレに対応した呼出表示盤を設置する。
4)視聴覚設備のスクリーンのサイズは室の形状・映写距離により適切なインチとすること。

【機械設備】

- 1)空調設備の「個」は個別空調。
2)換気設備の「強」は臭気・湿度対策として特に換気量に配慮が必要な室。なお「強」は強換気(換気量多)と通常換気切替が可能なこととする。
3)流し台には吊戸棚、手洗い・洗面化粧台には鏡を併設する。

Table with columns: 必要諸室, 全般, 共通, 建築, 電気設備, 機械設備, 主たる使用時間帯, その他. Rows include: 区長室, 執務室, 総務課, 地域商工室, コミュニティ課, 区民課, 福祉課, 支援課, 高齢介護課, 保険年金課.

必要諸室				全般							共通		建築					電気設備										機械設備										主たる使用時間帯		その他 (設置想定 主要什器・備品)		
機能	施設名	部名	課名	諸室名	階指定(階)	共用可否	面積		人員・定員	用途	受付機能の有無	設計水準 隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	性能 (D音等級)	暗転	カウンター					視聴覚設備	調光設備	電話端子	LAN			親子時計	非常呼出設備	トイレ呼出設備	空調設備	換気設備	流し台	手洗い	洗面化粧台	給水設備	給湯設備	休日開庁	開庁・開館時間 又は運営・営業時間 A:8:30~17:15 B:9:00~20:00 C:9:00~21:30 D:提案による E:24時間 F:その他					
							㎡	程度or以上							オープンカウンター 立位 2人用	座位 1人用	ブース 立位 2人用	座位 1人用	一般				1	2	3																	
庁舎機能(つつき)	大宮区役所(つつき)	健康福祉部	保健センター	執務室	同一	専	70	程度	14	母子及び成人保健等に関する相談、支援等に係る執務	○	【配置】 ・保健センター相談室1~3と隣接配置すること。 【スペース】 ・オープンスペースとし、カウンターを設けること。ただし閉庁時等の管理が可能とすること。 【その他】 ・(全諸室共通)廊下側壁面には、掲示板(ポスター、お知らせ等の掲示用 マグネット対応)を設置すること。	-	-	○	-	-	-	1	2	-	-	-	○	○	-	独	○	子	盤	※	個	○	-	-	-	-	-	○	A	○コピー機×1台	
				栄養指導室	同一	専	60	程度	28	栄養指導	-	【仕上げ】 ・床はビニル系とすること。 【建具】 ・ドアは引き戸(ストッパー付き)とすること。 【電気設備】 ・調理器具の同時使用に対応できるようにすること。 【機械設備】 ・各実習台毎にレンジフードを設けること。 ・実習台の流し台の排水系統は単独とし、グリーストラップを設けること。なお、グリーストラップは建物外部設置とする。 ・実習台とは別に流し台、手洗いを1台設置すること。 【造作家具】 ・実習台5台(うち1台は講師用とし、昇降式とする)を設置すること。実習台の加熱機器はH式(2口以上)とし、シンク(給水・給湯)、コンセント、下部収納付(講師用除く)とすること。 ・講習者の荷物収納棚(30人分程度)を設置すること。 ・食器棚(W1,600×H2,000程度)を2台設置すること。 ・オープンレンジ、炊飯器などの調理器具を置く調理器具台(W6,000×D650×H850程度 下部収納)を1台設置すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	子	-	-	個	強	○	○	-	○	○	○	A	○オープンレンジ×4台 ○炊飯器×4台 ○家庭用冷蔵庫×1~2台 ○包丁・まな板殺菌庫×1台 ○ワゴン その他		
				運動指導室	同一	専	75	程度	20	運動指導	-	【仕上げ】 ・床はクッション性能を有し、かつ衛生的な仕様とすること。 【建具】 ・ドアは引き戸(ストッパー付き)とすること。 【機械設備】 ・床暖房設備を設けること。 【造作家具】 ・下足入れを設置すること 【その他】 ・壁面に隠れ可能な鏡(W2,000×H2,100程度)を設置すること。使用しないときは扉で隠れているようにすること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	子	-	-	個	○	-	-	-	-	-	○	A		
				器具庫	同一	専	10	以上	-	運動指導室で使用する器具等の保管	-	【配置】 ・運動指導室と隣接配置し、相互に行き来できること。 【建具】 ・スペースを有効利用できるよう運動指導室に接する部分は全面開放できるようにすること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	A				
				講義室	同一	専	90	程度	45	保健センター主催の講義・講演等	-	【スペース】 ・移動間仕切壁により2室(45㎡程度×2室)に分割可能とすること。 【建具】 ・ドアは引き戸(ストッパー付き)とすること。 【電気設備】 ・マイク、アンプ、スピーカー、天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。 ・鍵付きボックス(LANコンセント2口)を設けること。 【機械設備】 ・歯科指導用の洗面化粧台(4台)を設けること。また、台下は収納可能とし、洗面化粧台本体は使用しないときには隠れできるようにすること。	45	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	子	-	-	個	○	-	-	○	○	○	○	A	
				倉庫	同一	専	10	以上	-	講義室で使用する機器等の保管	-	【配置】 ・講義室と隣接配置すること。 【その他】 ・分割後の講義室2室各々から利用できるようにすること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	A				
				保健センター相談室1	同一	専	15	程度	4	各種相談	-	【配置】 ・執務室と隣接配置すること。 ・廊下の一部に、待合椅子が配置できるようにし(待合ロビーとは兼用しない)隣接配置すること。 ・相談室2と隣接配置すること。 【スペース】 ・出入口を2箇所(執務室側、待合スペース側各1箇所)設けること。 ・相談室2との間の間仕切り壁は移動間仕切り壁とし、一体的に使用できるようにすること。 ・ベビーベッドのスペースを設けること。 【建具】 ・ドアは引き戸(ストッパー付き)とすること。	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	子	鉤	-	個	強	-	-	-	-	-	-	○	A		
				保健センター相談室2	同一	専	15	程度	4	各種相談	-	【配置】 ・執務室と隣接配置すること。 ・廊下の一部に、待合椅子が配置できるようにし(待合ロビーとは兼用しない)隣接配置すること。 ・相談室1と隣接配置すること。 【その他】 ・出入口を2箇所(執務室側、待合スペース側各1箇所)設けること。 ・相談室1との間の間仕切り壁は移動間仕切り壁とし、一体的に使用できるようにすること。 ・ベビーベッドのスペースを設けること。 【建具】 ・ドアは引き戸(ストッパー付き)とすること。	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	子	鉤	-	個	強	-	-	-	-	-	-	○	A		
				保健センター相談室3	同一	専	15	程度	4	各種相談	-	【配置】 ・執務室と隣接配置すること。 ・廊下の一部に、待合椅子が配置できるようにし(待合ロビーとは兼用しない)隣接配置すること。 【スペース】 ・出入口を2箇所(執務室側、待合スペース側各1箇所)設けること。 ・ベビーベッドのスペースを設けること。 【建具】 ・ドアは引き戸(ストッパー付き)とすること。	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	子	鉤	-	個	強	-	-	-	-	-	-	○	A		
				更衣・静養室	同一	専	10	程度	3	相談・来所者の控え・更衣・静養・洗濯	-	【スペース】 ・更衣ロッカー1台のほか、簡易ベッド、洗濯機のスペースを設けること。 【建具】 ・ドアは引き戸(ストッパー付き)とすること。 【機械設備】 ・洗濯機パンを設置すること。洗濯機を使用しないときは隠れできるようにすること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	個	○	-	○	-	○	-	A			
				資料室	同一	専	15	程度	-	資料等の保管	-	【配置】 ・執務室に近接配置すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	A					
待合ロビー	同一	専	-	適宜	適宜	保健センター利用者の待合	-	【配置】 ・授乳室を近接配置すること。 【スペース】 ・待合椅子のほかベビーカー20台程度を置けるスペースを設けること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	子	-	-	個	○	-	-	-	○	A							

必要諸室					全般							共通		建築				電気設備										機械設備										主たる使用時間帯	その他 (設置想定 主要什器・備品)						
機能	施設名	部名	課名	諸室名	階指定(階)	共用可否	面積		人員・定員	用途	受付機能の有無	設計水準	性能		カウンター				視聴覚設備	調光設備	電話端子	LAN		親子時計	非常呼出設備	トイレ呼出設備	空調設備	換気設備	流し台	手洗い	洗面化粧台	給水設備	給湯設備	休日開庁	開庁・開館時間 又は運営・営業時間 A:8:30~17:15 B:9:00~20:00 C:9:00~21:30 D:提案による E:24時間 F:その他										
							m ²	程度 or 以上					O A F フロア	オープンカウンター		ブース		立位				座位	立位														座位	立位	座位	立位	座位	立位	座位	立位	座位
														2人用	1人用	2人用	1人用																												
庁舎機能 (つづき)	大宮区役所(つづき)	共用諸室	相談室	相談室-1	—	専	10	程度	4	共用相談 ただし以下の用途で くらし応援室が主体的に使用する	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A								
				相談室-2	—	専	10	程度	4	共用相談 ただし以下の用途でくらし応援室が主体的に使用する	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A							
				相談室-3	—	専	10	程度	4	共用相談 交通事故相談 弁護士相談 外国人相談 市民相談 等	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A							
				相談室-4	—	専	10	程度	4	共用相談	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A							
				相談室-5	—	区	10	程度	4	共用相談	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A							
				相談室-6	—	区	10	程度	4	共用相談	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A							
				相談室-7	—	区	10	程度	4	共用相談	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A								
				相談室-8	—	区	20	程度	8	共用相談	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A							
			各課書庫、倉庫	—	区	45	以上	—	各課で日常的に使用する書類等の保管	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A								
			打合せスペース	—	区	75	程度	20	日常的な打合せ	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A								
			文書区分室	—	区	18	程度	2	庁内メール、郵便物の仕分け	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A								
			印刷室	—	区	12	程度	2	印刷	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A								
			多目的室	1	区	60	程度	30	区役所関連団体(自治会等)の利用、市民活動団体の会議・打合せ、期日前投票所	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	F 8:30~21:00								
			認定審査室1	—	専	20	程度	6	介護認定の審査会開催	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A								
			認定審査室2	—	専	20	程度	6	介護認定の審査会開催	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A								
			情報公開コーナー	1	区	45	程度	10	行政情報図書の閲覧 端末による行政情報の検索 情報公開の受付	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A	○コピー機(職員用)×1台 ○コピー機(来庁者用)×1台							
			情報開示室	1	区	10	程度	5	行政情報の開示	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A									
			拠点備蓄倉庫	—	区	200	程度	—	備蓄庫	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A								
			待合ロビー	—	区	—	適宜	適宜	区役所利用者(保健センターは除く)の待合	—	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A	○催事情報システム兼議事中継システムモニタ(50インチ程度)×1台							

機能	施設名	部名	必要諸室		全般							共通		建築				電気設備							機械設備							主たる使用時間帯	その他 (設置想定 主要什器・備品)																				
			課名	諸室名	階指定(階)	共用可否	面積		人員・定員	用途	受付機能の有無	設計水準	性能	OAフロア	カウンター				視聴覚設備	調光設備	電話端子	LAN			親子時計	非常呼出設備	トイレ呼出設備	空調設備	換気設備	流し台	手洗い			洗面化粧台	給水設備	給湯設備	休日開庁																
							m ²	程度 or 以上							オープンカウンター		ブース					立位	2人用	1人用														立位	2人用	1人用	一般	T V 端子	親子時計	非常呼出設備	トイレ呼出設備	空調設備	換気設備	流し台	手洗い	洗面化粧台	給水設備	給湯設備	休日開庁
															立位	2人用	1人用	立位																																			
庁舎機能 (つつぎ)	建設局	北部建設事務所	土木管理課	執務室	-	専	165	程度	33	道路及び水路の境界確認、道路台帳、占用許可等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	4	4	-	-	-	-	-	-	○	○	-	独	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A	○移動系防災行政無線(W500×D500程度)×1台 ○道路情報システムサーバー ○PC(電子入札用)×1台 ○議会中継システムモニタ×1台 ○衛星携帯電話アンテナ×1台 ○コピー機×3台										
			道路安全対策課	執務室	-	専	105	程度	21	交通安全施設の整備、私道整備の助成等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	2	1	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A	○プロッター×1台									
			道路建設課	執務室	-	専	60	程度	12	都市計画道路の整備等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	-	1	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	独	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A	○コピー機×2台									
			用地課	執務室	-	専	65	程度	13	事業用地の取得等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	2	1	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A	○コピー機×1台									
			道路維持課	執務室	-	専	155	程度	31	道路緑地の管理等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	-	2	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	独	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A	○コピー機×1台 ○プロッター×1台									
			河川整備課	執務室	-	専	60	程度	12	河川及び水路の改良及び維持補修等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	2	1	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	独	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A										
			建築指導課	執務室	-	専	65	程度	13	建築に係る相談、指導等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	3	1	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A	○コピー機×1台									
			建築審査課	執務室	-	専	60	程度	12	建築物等に係る審査、確認、検査等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	3	1	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A										
			下水道管理課	執務室	-	専	160	程度	32	下水道事業受益者負担金の賦課及び徴収等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	2.5	2	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	独	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	○コピー機×1台								
			下水道建設1課	執務室	-	専	65	程度	13	公共下水道及び排水路の基本設計等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	3	1	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A	○プロッター×1台									
下水道建設2課	執務室	-	専	135	程度	27	公共下水道及び排水路の建設及び改築等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	独	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A	○PC(電子入札用)×1台												
都市局	北部都市公園管理事務所	管理課	執務室	-	専	100	程度	20	都市計画に関する届出、指導及び許可、公園、緑地関連等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	2	4	-	-	-	-	-	-	○	○	-	独	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A	○PC(電子入札用)×1台 ○コピー機×1台											
		開発指導課	執務室	-	専	70	程度	14	開発行為等に関する許可及び指導に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	5	1	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A											
		大宮駅東口まちづくり事務所	執務室	-	専	75	程度	15	大宮駅東口のまちづくり推進等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	1	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A	○コピー機×1台 ○プロッター×1台										
		氷川参道対策室	執務室	-	専	15	以上	3	氷川参道周辺のまちづくり推進等に係る執務	○	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	子	-	※	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A											
建設局・都市局	共用諸室	待合ロビー	-	建都	-	適宜	適宜	建設局・都市局利用者の待合	-	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	子	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	A												
		打合せスペース	-	建都	225	程度	60	日常的な打合せ	-	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A												
		各課書庫、倉庫	-	建都	75	程度	-	各課で日常的に使用する書類等の保管	-	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A												
		図面保管スペース	-	建都	195	程度	-	日常的に使用する図面・台帳等の保管	-	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A												

機能	施設名	部名	必要諸室		全般						共通		建築			電気設備											機械設備								主たる使用時間帯	その他 (設置想定 主要什器・備品)												
			課名	諸室名	階指定 (階)	共用 可否	面積		人員 ・ 定員	用途	受付 機能 の有無	設計水準 隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	性能 (D値等 級)	暗 転	カウンター				視 聴 覚 設 備	調 光 設 備	電 話 端 子	L A N				T V 端 子	親 子 時 計	非 常 呼 出 設 備	ト イ レ 呼 出 設 備	空 調 設 備	換 気 設 備	流 し 台	手 洗 い	洗 面 化 粧 台	給 水 設 備		給 湯 設 備	休 日 開 庁	開庁・開館時間 又は運営・営業時 間 A:8:30~17:15 B:9:00~20:00 C:9:00~21:30 D:提案による E:24時間 F:その他									
							m ²	程度 or 以上							オープンカウンター		ブース					立 位	座位		立 位															座位		庁 舎 シ ス テ ム	図 書 シ ス テ ム	一 般	2 人 用	1 人 用	2 人 用	1 人 用
															2 人 用	1 人 用	立 位	座位					立 位	座位																								
庁舎機能(つづき)	(仮称)北都市税事務所	-	1課	執務室	同一	専	25	程度	5	市税に係る執務	-																													A								
			2課	執務室	同一	専	155	程度	31	市税に係る執務	○																														A							
			3課	執務室	同一	専	205	程度	41	市税に係る執務	○	【スペース】 ・1課の執務室には所長執務スペースは独立した机配置を確保すること。 【その他】 ・課名及び課毎の業務区分は現在市で調整中である。左記記載は現時点の想定であるが、提案に際しては想定内容を基にして提案のこと。																															A					
			4課	執務室	同一	専	250	程度	50	市税に係る執務	○																															A						
			5課	執務室	同一	専	115	程度	23	市税に係る執務	○																															A						
			6課	執務室	同一	専	60	程度	12	市税に係る執務	○																															A						
			7課	執務室	同一	専	160	程度	32	市税に係る執務	○																															A						
			(仮称) 税務センター	執務室	-	専	25	以上	5	税証明発行、原動機付自転車の登録等に係る執務	○	【配置】 ・所属部署は(仮称)北都市税事務所であるが、窓口部門(区民課、福祉課、支援課、高齢介護課、保険年金課)と隣接配置すること。																															A					
	共用諸室	-	-	待合ロビー	同一	税	-	適宜	10	利用者の待合	-	【スペース】 ・車椅子使用者等も利用できるよう配慮すること。																													A							
				相談室1	同一	税	6	程度	4	納税相談等の相談	-	【配置】 ・相談室2と隣接配置すること。	45																														A					
				相談室2	同一	税	6	程度	4	納税相談等の相談	-	【配置】 ・相談室1及び相談スペースと隣接配置すること。	45																																A			
				相談スペース	同一	税	33	程度	20	納税相談等の相談	-	【配置】 ・相談室2と隣接配置すること。 【スペース】 ・オープンスペースとして設けること。 ・4人用ブース×4、2人用ブース×2をローパーティションにより区画する。																																	A			
				保守管理室	同一	税	40	程度	-	税システムのサーバー置場 保守管理等	-	【建具】 ・入退室管理システムを設置すること。																																	A			
				会議室1	同一	税	220	程度	100	会議、課税事務作業	-	【配置】 ・会議室2と隣接配置すること。 【スペース】 ・移動間仕切り壁により複数に分割して利用できるようにすること。ただし分割した1室あたりの面積は30~60 m ² とすること。																																	A			
				会議室2	同一	税	40	程度	10	会議、課税事務作業	-	【配置】 ・会議室1と隣接配置すること。																																	A			
				書類保管庫1	同一	税	200	程度	-	書類等の保管	-																																	A				
				書類保管庫2	同一	税	160	程度	-	書類等の保管	-	【全体】 ・詳細は庁舎機能共用諸室のサーバー室に準じること。 【建具】 ・入退室管理システムを設置すること。																																	A			
書類保管庫3	-	税	120	程度	-	書類等の保管	-	【その他】 ・庁舎機能共用諸室の倉庫・書庫(460m ²)と一体的に設けることも可とする。																																A								
書類保管庫4	-	税	20	以上	-	税務センターの書類等の保管	-	【配置】 ・税務センター執務室と隣接配置すること。																																A								

必要諸室				全般										共通		建築										電気設備										機械設備										主たる使用時間帯	その他		
機能	施設名	部名	課名	諸室名	階指定(階)	共用可否	面積		人員・定員	用途	受付機能の有無	設計水準	備考	性能		カウンター				視聴覚設備	調光設備	電話端子	LAN				親子時計	非常呼出設備	トイレ呼出設備	空調設備	換気設備	流し台	手洗い	洗面化粧台	給水設備	給湯設備	休日開庁	開庁・開館時間 又は運営・営業時間	その他 (設置想定 主要什器・備品)										
							m ²	程度 or 以上						OA フロア	オープンカウンター		ブース		立位				2人用	1人用	立位	2人用														1人用	有線	LAN	無線	無線	無線				
															座位	座位	座位	座位																															
保健福祉局(つづき)	福祉部(つづき)	セ	障	害者更生相談センター(つづき)	待合ロビー	同一	専	-	適宜	12	利用者の待合	-	隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A												
					更衣室(男)	同一	専	6	以上	9	障害者更生相談所職員及び嘱託医の更衣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A									
					更衣室(女)	同一	専	8	以上	16	障害者更生相談所職員及び嘱託医の更衣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A									
					多目的トイレ1	同一	専	6	程度	-	障害者更生相談センター専用の多目的トイレ	-	【建具】 ドアは引き戸(自動)とすること。 【機械設備】 大便器、手摺、手洗い、洗面器、オストメイト、ペピーチェア、多目的シート(折りたたみ式簡易ベッド)、荷物置台等を設けること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A							
					多目的トイレ2	同一	専	6	程度	-	障害者更生相談センター専用の多目的トイレ	-	【建具】 ドアは引き戸(自動)とすること。 【機械設備】 大便器、手摺、手洗い、洗面器、オストメイト、ペピーチェア、多目的シート(折りたたみ式簡易ベッド)、荷物置台等を設けること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A							
					庁舎機能(つづき)	庁舎機能共用諸室	会	議	会議室-1	-	全	50	程度	25	会議等(共用とするが主体的に建設局、都市局が使用) 災害時に北部管内対策本部として使用	-	【配置】 ・北部建設事務所と近接配置すること。 【スペース】 ・会議室-1～3は、移動間仕切り壁により2室又は3室を一体的に利用できるようにすること。 【電気設備】 ・マイク、アンプ、スピーカー、天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。 ・鍵付きボックス(LANコンセント2口)を設けること。 【機械設備】 ・災害時にも空調可能とすること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	子	-	-	個	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	A	
									会議室-2	-	全	75	程度	38	会議等(共用とするが主体的に建設局、都市局が使用) 災害時に北部管内対策本部として使用	-	【配置】 ・北部建設事務所と近接配置すること。 【スペース】 ・会議室-1～3は、移動間仕切り壁により2室又は3室を一体的に利用できるようにすること。 【電気設備】 ・マイク、アンプ、スピーカー、天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。 ・鍵付きボックス(LANコンセント2口)を設けること。 【機械設備】 ・災害時にも空調可能とすること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	子	-	-	個	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	A	
									会議室-3	-	全	75	程度	38	会議等(共用とするが主体的に建設局、都市局が使用)	-	【配置】 ・北部建設事務所と近接配置すること。 【スペース】 ・会議室-1～3は、移動間仕切り壁により2室又は3室を一体的に利用できるようにすること。 【電気設備】 ・マイク、アンプ、スピーカー、天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。 ・鍵付きボックス(LANコンセント2口)を設けること。 【機械設備】 ・災害時にも空調可能とすること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	子	-	-	個	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	A	
									会議室-4	-	全	20	程度	10	会議等(共用とするが主体的に建設局、都市局が使用)	-	【配置】 ・北部建設事務所と近接配置すること。 【電気設備】 ・天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	子	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	A	
									会議室-5	-	全	30	程度	15	会議等(共用とするが主体的に建設局、都市局が使用)	-	【配置】 ・北部建設事務所と近接配置すること。 【電気設備】 ・天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	子	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	A	
									会議室-6	-	全	50	程度	25	会議等(共用とするが主体的に区役所が使用)	-	【電気設備】 ・マイク、アンプ、スピーカー、天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	子	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	A		
									会議室-7	-	全	40	程度	20	会議等(共用とするが主体的に区役所が使用)	-	【電気設備】 ・マイク、アンプ、スピーカー、天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	子	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	A		
									会議室-8	-	全	20	程度	10	会議等(共用とするが主体的に区役所が使用)	-	【電気設備】 ・天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	子	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	A		
									会議室-9	-	全	20	程度	10	会議等(共用とするが主体的に区役所が使用)	-	【電気設備】 ・天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	子	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	A		
									会議室-10	-	全	40	程度	20	会議等(共用とするが主体的に区役所が使用)	-	【電気設備】 ・マイク、アンプ、スピーカー、天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	子	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	A		
会議室-11	-	全	30	程度	15	会議等(共用とするが主体的に区役所が使用)	-	【電気設備】 ・天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	子	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	A											
会議室-12	-	全	30	程度	15	会議等(共用とするが主体的に区役所が使用)	-	【電気設備】 ・天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	子	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	A											
会議室-13	-	全	50	程度	25	会議等(共用とするが主体的に区役所が使用) 災害時には区対策本部として利用 市民参加の会議等	-	【配置】 ・会議室14に隣接配置すること。 【スペース】 ・会議室-13・14は、移動間仕切り壁により2室を一体的に利用できるようにすること。 【電気設備】 ・マイク、アンプ、スピーカー、天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。 ・鍵付きボックス(LANコンセント2口)を設けること。 【機械設備】 ・災害時にも空調可能とすること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	子	-	-	個	○	-	-	-	-	-	-	-	○	A										
会議室-14	-	全	70	程度	35	会議等(共用とするが主体的に区役所が使用) 災害時に区対策本部として使用 市民参加の会議等	-	【配置】 ・会議室14に隣接配置すること。 【スペース】 ・会議室-13・14は、移動間仕切り壁により2室を一体的に利用できるようにすること。 【電気設備】 ・マイク、アンプ、スピーカー、天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。 ・鍵付きボックス(LANコンセント2口)を設けること。 【機械設備】 ・災害時にも空調可能とすること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	子	-	-	個	○	-	-	-	-	-	-	-	○	A	○議会中継システムモニター×1台									
区民交流スペース	-	全	200	程度	100	コミュニティ形成(自治会関連等)-子育て支援・高齢者支援・保健等の区役所事業	-	【配置】 ・(仮称)ふれあいスペースに近接配置すること。 【スペース】 ・移動間仕切り壁により2室又は3室を一体的に利用できるようにすること。 【電気設備】 ・マイク、アンプ、スピーカー、天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	子	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	A											

機能	施設名	部名	必要諸室		全般							共通		建築														電気設備														機械設備														主たる使用時間帯 開庁・開館時間 又は運営・営業時間 A:8:30~17:15 B:9:00~20:00 C:9:00~21:30 D:提案による E:24時間 F:その他	その他 (設置想定 主要什器・備品)														
			課名	諸室名	階指定 (階)	共用 可否	面積		人員・ 定員	用途	受付機能 の有無	設計水準 隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	性能	遮音 (D値等)	暗転	O A フロア	カウンター						視聴 覚設備	調光 設備	電話 端子	L A N				T V 端子	親子 時計	非常 呼出設備	トイレ 呼出設備	空調 設備	換気 設備	流し 台	手洗 い	洗面 化粧台	給水 設備	給湯 設備	休日 開庁																														
							m ²	程度 or 以上									オープンカウンター		ブース		立位	調光 設備				電話 端子	庁舎 システム	図書 システム	一般													親子 時計	非常 呼出設備	トイレ 呼出設備	空調 設備	換気 設備	流し 台	手洗 い	洗面 化粧台	給水 設備	給湯 設備	休日 開庁																			
																	座位		座位																																		立位	調光 設備	電話 端子			庁舎 システム	図書 システム	一般	親子 時計	非常 呼出設備	トイレ 呼出設備	空調 設備	換気 設備	流し 台	手洗 い	洗面 化粧台	給水 設備	給湯 設備	休日 開庁
																	2人 用	1人 用	2人 用	1人 用																																																			
関係団体	-	社会福祉協議会	執務室	-	専	55	程度	11	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会の執務	-	-	-	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O	-	-	独	O	子	-	-	O	O	-	-	-	-	-	-	-	-	A																											
			倉庫	-	専	35	程度	-	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会の倉庫	-	【配置】 ・執務室に隣接配置し、相互に行き来できること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A																											
		ジョブスポット	執務室	-	専	15	程度	3	ジョブスポット大宮の執務	-	【配置】 ・執務室に隣接配置し、相互に行き来できること。	-	-	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O	-	-	独	O	子	盤	-	O	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	Oハローワークシステムサーバー																								
			相談室1	-	専	15	程度	4	ジョブスポット大宮の相談	-	【配置】 ・執務室に隣接配置し、相互に行き来できること。	45	-	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	独	-	子	卸	-	O	O	-	-	-	-	-	-	-	A																										
			相談室2	-	専	15	程度	4	ジョブスポット大宮の相談	-	【配置】 ・執務室に隣接配置し、相互に行き来できること。	45	-	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	独	-	子	卸	-	O	O	-	-	-	-	-	-	-	A																									
			相談室3	-	専	15	程度	4	ジョブスポット大宮の相談	-	【配置】 ・執務室に隣接配置し、相互に行き来できること。	45	-	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	独	-	子	卸	-	O	O	-	-	-	-	-	-	-	A																									
		-	ピアショップコーナー	-	専	-	適宜	適宜	障害者団体による授産製品販売	-	【配置】 ・廊下、待合等の一部のスペースを利用して配置する。 ・人の出入りが多く、目に付きやすい場所を踏まえて配置すること。 【スペース】 ・18~20mを確保すること。 【電気設備】 ・マルチメディアコンセントを設けること。 【その他】 ・従事者は車椅子であることを考慮すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	Oレジスター×1台 O商品棚×4台 Oカウンター×2台																								
		庁舎機能(つつき)	-	-	総合案内	1	全	-	適宜	適宜	新庁舎全体の総合案内	O	【配置】 ・メインエントランス、情報開示コーナー、情報開示室を見渡せる位置に配置すること。	-	-	-	提案	提案	提案	-	-	-	-	-	-	-	-	O	-	-	-	-	子	-	-	O	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D																								
					男性用トイレ	-	全	-	適宜	適宜	男性専用トイレ	-	【配置】 ・施設、部署等の配置を考慮のうえ各階に配置すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	卸	-	O	-	O	-	O	O	-	-	-	-	-	F																						
					女性用トイレ	-	全	-	適宜	適宜	女性専用トイレ	-	【配置】 ・施設、部署等の配置を考慮のうえ各階に配置すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	卸	-	O	-	O	-	O	O	-	-	-	-	-	F																						
					多目的トイレ	-	全	-	適宜	適宜	多目的トイレ	-	【配置】 ・施設、部署等の配置を考慮のうえ原則各階に配置すること。 【建具】 ・ドアは引き戸(自動)とすること。 【機械設備】 ・大便器、手摺、手洗い、洗面器、オストメイト、ベビーチェア、多目的シート(折りたたみ式簡易ベッド)、荷物置台等を設けること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	卸	-	O	-	O	-	O	O	-	-	-	-	-	F																			
授乳室	-				全	-	適宜	適宜	利用者の授乳	-	【配置】 ・施設、部署等の配置を考慮のうえ配置すること。 【機械設備】 ・飲用個別給湯器を設置すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	卸	-	O	O	O	-	-	O	O	-	-	-	-	-	F																							
ATMコーナー	-				全	-	適宜	適宜	ATM	-	【配置】 ・利用者の利便性を考慮のうえ配置すること。 【その他】 ・2台設置とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O	-	-	-	-	-	-	-	-	O	O	-	-	-	-	-	-	-	-	F																								
公衆電話	-				全	-	適宜	適宜	公衆電話	-	【配置】 ・利用者の利便性を考慮のうえ配置すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O	-	-	-	-	-	-	-	-	O	O	-	-	-	-	-	-	-	-	F																								
携帯電話使用コーナー	-				全	-	適宜	適宜	携帯電話使用コーナー	-	【配置】 ・利用者の利便性、周辺に配慮した位置に配置すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O	O	-	-	-	-	-	-	-	-	F																								
清掃用具庫	-				全	-	適宜	-	清掃用具保管	-	【配置】 ・トイレに近接した位置に配置すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O	-	-	-	O	-	-	-	-	-	A																								
コンビニ	-				全	-	適宜	適宜	コンビニ営業	-	【配置】 ・市民、職員、周辺住民の利用を考慮した位置に配置すること。 ・開庁・開館時間外の利用も想定し、建物外部にも出入口を設けること。 【電気設備・機械設備】 ・一次側供給設備までとし、コンビニ内諸設備は別途工事とする。 ・電話・LAN用空配管を設けること。 【その他】 ・建物外部に看板等を設置する場合は、周辺環境及び水川参道との調和に配慮した色彩、設えとすること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O	-	-	独	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O	O	-	-	-	-	-	-	-	D																						
その他	-	全	-	適宜	-	上記共用諸室を除く建物全体の共用スペース・諸室	-	【その他】 ・施設運営・管理上必要となる諸室を適宜配置すること。 ・建物全体共用の廊下・階段・エレベーター、機械室、電気室、設備シャフト等もここに含む。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O	O	-	-	-	-	-	-	-	-	F																										
庁舎機能 合計						13,700	程度																																																																

機能	施設名	部名	必要諸室		全般										共通		建築		電気設備										機械設備										主たる使用時間帯	その他 (設置想定 主要什器・備品)								
			課名	諸室名	階指定(階)	共用可否	面積		人員・定員	用途	受付機能の有無	設計水準	性能	性能	カウンター				視聴覚設備	調光設備	電話端子	LAN				TV端子	親子時計	非常呼出設備	トイレ呼出設備	空調設備	換気設備	流し台	手洗い	洗面化粧台	給水設備	給湯設備	休日開庁	開庁・開館時間 又は運営・営業時間										
							m ²	程度 or 以上							開放	開放	開放	開放				開放	開放	開放	開放														開放		開放	開放	開放	開放	開放			
			課名	諸室名	階指定(階)	共用可否	m ²	程度 or 以上	人員・定員	用途	受付機能の有無	設計水準	性能	性能	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放		開放	開放						
			課名	諸室名	階指定(階)	共用可否	m ²	程度 or 以上	人員・定員	用途	受付機能の有無	設計水準	性能	性能	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放	開放		開放							
図書館機能	新大宮図書館	開架スペース	執務関係	事務スペース	-	専	240	程度	適宜	図書館、(仮称)生涯学習・交流スペースの諸業務	-	【スペース】 ・(仮称)ふれあいスペースの執務スペースを含むことも可とする。 ・作業・荷解・選書スペースと一体的なオープンスペースとすること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B						
				作業・荷解・選書スペース	-	専				荷解・選書等の諸作業	-	【スペース】 ・事務スペースと一体的なオープンスペースとすること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
				その他	更衣室(男)	-				専	スタッフの更衣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B
					更衣室(女)	-				専	スタッフの更衣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B
					休憩室	-				専	スタッフの休憩・食事、利用者の静養	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B
					倉庫	-				専	事務用品、用紙、利用案内、各種申請用紙、パンフレット等の保管	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B
			一般書コーナー		-	図	一般書、小説・エッセイ、実用書、文庫、新書、専門書、地域資料・参考図書の書架、外国語資料の書架、新刊図書コーナー、テーマ展示及び閲覧	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
			オープンスペース	児童書コーナー	-	図	児童書、新刊図書コーナー、テーマ展示及び閲覧	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
				新聞・雑誌コーナー	-	図	一般向け、ビジネス支援関連等の他、外国語の新聞・雑誌	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
				AV資料コーナー	-	図	貸出用AV資料(CD・DVD)、CDの試聴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
				文学資料コーナー	-	図	文学資料の書架	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B				
				インターネットコーナー	-	図	インターネットを利用した調べもの・検索	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B				
				おはなし室	-	図	職員・ボランティア等によるおはなし会、親子の読み聞かせ、市民の多目的利用、図書館職員の小会議	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
			専用室	文学資料収蔵庫	-	図	文学資料室の収蔵庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
				対面朗読室	-	図	2 視覚障害者への朗読等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
				電話ボックス	-	図	1 市民の携帯電話使用スペース	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
				トイレ	-	図	適宜 トイレ(男女、多目的、子ども用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
				授乳室	-	図	適宜 利用者の授乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
				サービス・レファレンスカウンター	-	図	適宜 サービス・レファレンスカウンター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
			共用スペース	共用スペース	-	図	適宜 上記を除く図書館のエントランス、図書館関連各種機器スペース、図書館内共用廊下等の共用スペース	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B		
				書庫	-	専	300 程度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B			
				図書館機能 合計				2,400	程度																																							

必要諸室				全般										共通			建築											電気設備											機械設備											主たる使用時間帯	その他	
機能	施設名	部名	課名	諸室名	階指定(階)	共用の可否	面積		人員・定員	用途	受付機能の有無	設計水準 隣接:同一階で隣り合う位置 通路を挟み向かい合う位置も可とする 近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可	性能		カウンター						視聴覚設備	調光設備	電話端子	LAN			TV端子	親子時計	非常呼出設備	トイレ呼出設備	空調設備	換気設備	流し台	手洗い	洗面化粧台	給水設備	給湯設備	休日開庁	開庁・開館時間 又は運営・営業時間 A:8:30~17:15 B:9:00~20:00 C:9:00~21:30 D:提案による E:24時間 F:その他	その他 (設置想定 主要什器・備品)												
							m ²	程度 or 以上					D 値 等 級	暗 転	オープンカウンター		ブース							立位	2 人 用	1 人 用															立位	2 人 用	1 人 用	有線	無線	独						
															立位	2 人 用	1 人 用	立位	2 人 用	1 人 用																																
							OA	フロア					立位	2 人 用	1 人 用	立位	2 人 用	1 人 用																																		
交流機能	(仮称)ふれあいスペース	-	-	フリースペース	-	全	250	程度	適宜	イベント開催 利用者の待ち 簡易な打合せ、ミーティング 区役所主催のイベント等	-	【配置】 ・区役所窓口部門(区民課、福祉課、支援課、高齢介護課、保険年金課)と隣接配置すること。 【スペース】 ・一面に8~10人程度対応のミーティングスペースを3か所程度設置すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	c				
				展示スペース	-	全	200	程度	適宜	市・区関連PR展示(クリテリウム・アルティマ・ジヤ等) 各種サークル等の作品展等 市との共催事業(アートフル夢まつり等)	-	【その他】 ・可動式展示ボード、ピクチャーレールを設けること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	c			
				スタディールーム	-	全	-	適宜	120	適宜	図書館で借りた本や持参した学習書・テキストなどを使った読書・学習	-	【配置】 ・図書館エリアと同フロアとすること。 【スペース】 ・ワーキングルームと一体的なオープンスペースとすること。 ・貸出手続きを行っていない図書等も持ち込めるようにすること。	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	c	【別紙19 図書館システム設置に係る役割分担】を参照のうえ提案とする。
				ワーキングルーム	-	全	-	適宜	10	適宜	有料の研究席	-	【配置】 ・図書館エリアと同フロアとすること。 【スペース】 ・スタディールームと一体的なオープンスペースとすること。 ・貸出手続きを行っていない図書等も持ち込めるようにすること。	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	c			
				ワークショップルーム	-	全	100	程度	50	程度	各種ボランティア・サークル等の活動、各種講座・映写会等の開催	-	【スペース】 ・移動間仕切壁により2室に分割可能とすること。 【電気設備】 ・マイク、アンプ、スピーカー、天井吊プロジェクター、天井吊スクリーン(ボックス含む)を設けること。	45	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	c		
				共用スペース	-	全	-	適宜	-	適宜	-	上記を除く(仮称)ふれあいスペース内廊下・トイレ等の共用スペース	-	【その他】 ・施設運営・管理上必要となる諸室を適宜配置すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	c			
				カフェ	-	全	200	+3%を 上限とする	提案	カフェの厨房及び客席	-	【配置】 ・市民、職員、周辺住民の利用を考慮した位置に配置すること。 【電気・機械設備】 ・一次側供給設備までとし、カフェ内諸設備は別途工事とする。 ・電話・LAN用空配管を設けること。 【機械設備】 ・排水系統は単独とし、グリーストラップを設けること。 【その他】 ・開庁・開館時間外の利用も想定し、建物外部にも出入口を設けること。 ・キッズコーナー等の配置も可とする。 ・建物外部に看板等を設置する場合は、周辺環境及び水川参道との調和に配慮した色彩、設えとすること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交流機能 合計							1,600	程度																																												